

訂正とお詫び

本書の445頁 経済産業省告示第249号第1条（要件）を以下のように訂正し、お詫びいたします。（下線部が訂正箇所です。）

（要件）

第1条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第52条の2第一号口の要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その2分の1に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。

- 一 第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者 3年
- 二 第2種電気主任技術者免状の交付を受けている者 4年
- 三 第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 5年
- 四 第1種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 1年

2 前項各号に掲げる期間は、次の各号に掲げる全ての設備条件に適合する需要設備の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務を行う場合には、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該期間から1年を減じた期間とすることができる。

- 一 設備容量が300kVA以下のもの
- 二 受電設備がキュービクル式であるもの
- 三 主遮断装置が、高圧限流ヒューズと高圧交流負荷開閉器を組み合わせて用いる形式（PF・S形）のもの

以上